

労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報提供すべき事項を以下のとおりお知らせいたします。

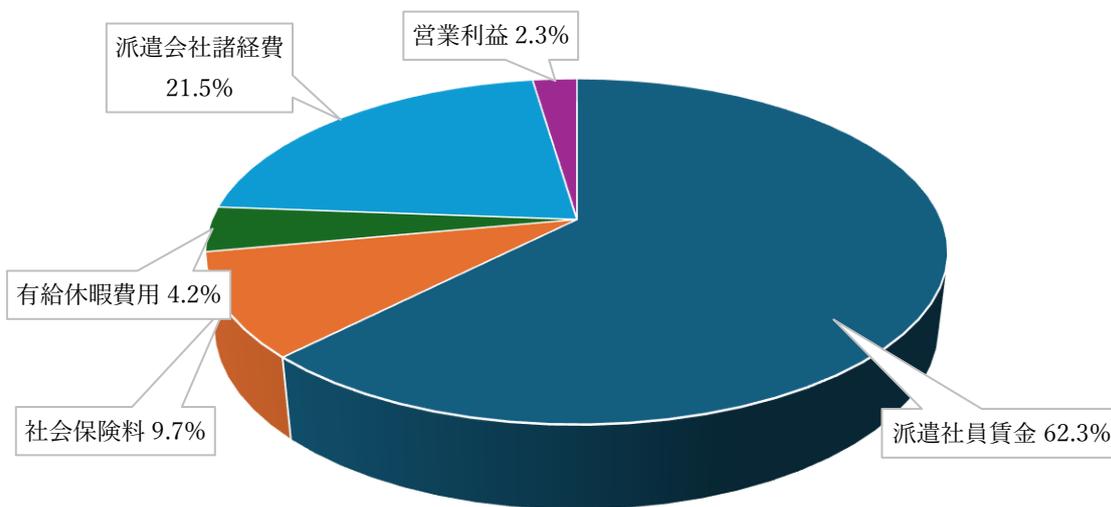
対象期間：2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日

株式会社技光堂 西日本営業所

〒571-0048 大阪府門真市新橋町 8-6 1F

派遣労働者の数（対象期間延べ人数）	22 名
派遣先の件数	2 拠点
マージン率	37.7%
派遣料金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	19,273 円
派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	12,000 円
教育訓練に関する事項	新規入職時研修、IT 基礎研修等

派遣料金の内訳



技光堂における派遣料金の内訳は、派遣社員の賃金が約 62%を占めています。

これに加え、派遣会社が雇用主として負担する社会保険料が約 10%、有給休暇取得時の賃金支払に充てる費用が約 4%となっています。

その他、教育研修費、派遣社員のサポート体制、募集費用、オフィス賃借料等の諸経費が約 22%を占め、これらを差し引いた約 2%程度が派遣会社の営業利益となります。